

第2 業務仕様書

1. 契約件名 2022年度 JICA 筑波ガソリン等調達にかかる単価契約（一般競争入札（最低価格落札方式））
2. 契約対象期間 2022年4月1日から2023年3月31日まで
3. 契約の方法 調達品名ごとの単価契約とする。
請負者の決定（落札価格の決定）は、業務請負の総価（調達品名ごとの単価（入札単価）に2022年度発注見込みの数量を乗じて算出した合計金額）で行う。
2022年度発注見込み数は2020年度実績から算出した予想数量であり、2022年度における調達数量を約するものではない。
4. 調達品目
 - (1) ガソリン（レギュラー）下記5.(1)、(2)
 - (2) ディーゼル 下記5.(3)、(4)、(5)、(6)、(7)
5. 対象車両 JICA 筑波 公用車
 - (1) 1号車 トヨタ・アルファード 車番 8176
 - (2) 2号車 トヨタ・シエンタ 車番 3877
 - (3) 3号車 中型バス 車番 208
 - (4) 4号車 中型バス 車番 207
 - (5) 5号車 中型バス 車番 206
 - (6) 6号車 マイクロバス 車番 885
 - (7) 7号車 マイクロバス 車番 875
6. 調達予定数量 別紙「ガソリン及びディーゼルの調達にかかる2022年度発注見込み数量」のとおり
7. 給油所 (1) 筑波センター（つくば市高野台3-6）5Km圏内
(2) その他給油所（広域含む）
8. 契約単価
 - (1) 本契約に係るガソリン（レギュラー）、ディーゼル単価について

は、資源エネルギー庁が 2022 年 3 月最終週に公表する（契約日直近）ガソリン及びディーゼル一般小売価格の茨城県における週次調査価格から消費税を除いた価格（小数点 3 位以下は切り捨てとする）に、落札時値引き率を乗じた価格とする。なお、小数点以下は四捨五入とする。

落札時値引率は、「【入札金額におけるガソリン単価】 / 【2022 年 1 月（入札日直近）に資源エネルギー庁が公表したガソリン一般小売価格の茨城地区における月次調査価格（消費税を除く）】」とする。ディーゼルも同様とする。少数点 3 位以下は切り捨てとする。

- (2) ディーゼルの消費税を除する際は、あらかじめ調査価格から軽油取引税分を引いた上で除するものとし、その後軽油取引税を加えるものとする。
- (3) 資源エネルギー庁の公表とする価格の変動により単価が変動する場合は、その月の最終週の公表価格を適用することとし、その翌月から変更後の単価を使用することとする。この単価に落札時値引き率を乗じた価格とする。
- (4) 上記 7. の給油所での給油品目の単価が同一であることとする。

9. 給油カードの発行

- (1) 本業務は、上記 7. の給油所で利用できる給油カード（磁気カード）を利用した給油システムとする。よって、請負者は、契約締結後 1 か月以内に入会金・年会費不要の給油カードを 5. の対象車両毎に発行しなければならない。

また、各々のカードについて、車両番号表（別途交付）をもとに車両登録番号（陸運局登録番号）及び独自の整理番等車両ごとの区分ができるようにすること。
- (2) 当センターの所有する車両台数は 5. のとおりであるが、予備 1 枚を追加で発行し、合計 8 枚の給油カードを発行すること。
- (3) ディーゼルの給油に当たってはアドブルーを補給することも想定し、対応が可能な体制とすること。
- (4) その他、台数が増減しても請負者から異議を申し立てることはできないものとし、車両の追加又は変更について当センターより連絡を受けた場合には、速やかに新規発行又は再発行等を行うこと。車両台数に関係なく、何らかの理由により、再発行が必要となった場合においても同様とする。
- (5) カード発行手続き中であっても給油等が行えるようにすること。
（例；予備カードの発行等）

(6) カード発行及び廃棄等に係る一切の費用は、請負者の負担とする。

10. 請求方法

- (1) 対価の請求については月末締めとし、該当月分の給油実績に単価を乗じて算出した金額に法令所定の消費税及び地方消費税を加算して請求すること。
- (2) 請求時には、車両ごとの給油日、給油品目、給油量及び給油場所等を記載した明細書を発行すること。
- (3) 資源エネルギー庁の公表する価格の変動により単価が変動する場合は、請求書に積算内容を記載すること。
- (4) 上記請求金額を記載した請求書及び明細書は「(独)国際協力機構筑波センター総務課」へ翌月末日までに送付すること。
年度末においては翌月10日までとし、期限を厳守すること。

11. 業務完了報告書

当該契約の業務が完了した際には、遅滞なく別添の「業務完了報告書」の提出を行うものとする。

12. その他

- (1) 契約期間中にガソリン税の改正が行われたときは、請求書に改正前と改正後の金額を明示し、ガソリン単価金額に加減した額をもって、改正日以降の単価金額に変更する。
- (2) 本仕様書の条件又は契約書記載事項に違反したときは、契約を解除され又は適当な措置を取られても異議を申し立てないこと。

別紙

2022 年度ガソリン及びディーゼル等の単価契約に係る 2022 年度発注見込数量 (2020 年度実績)

品名	調達見込数量	単位
ガソリン (レギュラー)	911	リットル
ディーゼル	5,825	リットル